

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和4年8月17日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和4年8月17日（水）午前9時00分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

高齢者福祉課 竹内課長、村田係長、安岡主査

3 件名

敬老会の見直しについて

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・補助制度の提案であるが、委託についても協働の手法の一つであり、委託による事業実施も考えられるのではないか。
 - ・委託でも自由度を確保しての実施が可能ではないか。
 - 今回の補助制度としての提案は自由度の確保の視点等からであるが、意見を踏まえ委託という選択の余地があると考える。
 - ・提案されている補助額については、地域の実施主体が実施しやすいように単価を引き上げるなど見直すべきではないか。
 - 現在市で実施している敬老会に係る経費の範囲として検討したが、再検討とする。
 - ・対象年齢については現状の70歳以上ではなく、後期高齢者の75歳以上としても良いのではないか。
 - 対象年齢を現在の敬老会の対象者である70歳以上としているが、高齢化の進展や他市の状況等から今後、対象年齢の引き上げの検討が必要と考えていた。意見を踏まえ、事業見直しに合わせて対象年齢の引き上げを行う。
 - ・地域と話し合っ、既存事業の活用など、地域が実施しやすい制度とすること。
 - 敬老会行事は長寿のお祝いとしてだけでなく、高齢者自身が参加、交流ができる機会、広く市民が高齢者の福祉について関心と理解を深める機会となり得るものと考え。既存事業を活用することで実施主体に負担の少ない形での実施が可能となるよう制度設計を検討する。
- 【結論】**
- ・現状の市が行っている形式での敬老会は中止し、小学校区単位での実施に変更する。
 - ・補助制度ではなく、委託事業として実施する。
 - ・事業の対象年齢を75歳以上とする。
 - ・単価については財政担当部局と検討すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 福祉部 高齢者福祉課

件名	敬老会の見直しについて							
現状・課題	<p>【現状】 市では、広く高齢者を敬愛し、長寿を祝福するという目的から、敬老会の開催と100歳を対象とした長寿祝品贈呈事業を行っている。高齢化の進展に伴い、今後の人口構造の変化とそれに伴う事業費の増加が見込まれることから、平成29年度をもって金婚・三夫婦お祝い事業を廃止、令和2年度をもって88歳(米寿)の祝品贈呈事業を廃止し、今日に至っている。</p> <p>現在の敬老会(式典や芸能人による演芸披露など)は、敬老の日の趣旨に沿って、市が開催してきたが、老人福祉法には「地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によってその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない」と規定されている。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進展し、人生100年時代と言われる現在、誰もが健康で安心して、生きがいのある生活を送ることができる健康長寿社会を築くことが重要となっていること。 ・敬老の日の趣旨に沿って式典を実施しているが、市民が高齢者の福祉についての関心と理解を深める機会としては効果が薄いこと。 ・他市では、敬老会等を自治体が主体となって開催している事例は少なく、地域で活動する団体が開催している事例が多くあること。 							
付議事案	目的	敬老会行事を地域で行うことにより、敬老会を長寿を祝福するお祝いとしてだけでなく、高齢者自身が参加、活躍ができる機会とするとともに、地域住民や多世代での交流の場とし、広く市民が高齢者の福祉についての関心と理解を深める機会とする。						
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の参加を促進するため、現在の実施方法を見直し、小学校区単位(9地区)での実施とする。 ・地域の実情、特色を生かした多様性を尊重し、地域で選択できる実施方法とする。 ・現在市で実施している敬老会にかかる経費を活用し、補助制度を創設する。 						
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会行事の実施を小学校区単位での実施に変更することについて ・小学校区単位で組織された団体が開催する敬老会行事に対する補助制度の創設について 							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>【部内会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法の趣旨に沿う補助内容とすること。 ・地域での実施にあたり、行政として行える支援を検討すること。 ・対象年齢について、75歳以上への引き上げも必要ではないか。 							
今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月 小学校区単位で組織された団体が開催する敬老会行事に対する補助制度の創設 ・令和5年4月 申請の手引きの作成 ・令和5年4月～実施主体へ説明、広報、HP等での周知 							
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)		
	条例規則	有	補助金要綱の制定(R5.4月)	報道発表	無			
	議会説明	無		広報・HP等	有	広報・HP・回覧(R5.4月)		
	市民参加	無						
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで							
参考情報	関係法令等	老人福祉法						
	関係課	市民活動支援課、財政課						
	事業費	900 千円 (うち特定財源) 千円						
	カテゴリー	年代	高齢者	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段

敬老会の見直しについて

1 提案要旨

敬老事業については、高齢化の進展に伴い、対象者が急激に増加していることから、見直しを進めてきた経緯がある。敬老会についても、老人福祉法の趣旨を踏まえ、敬老会の実施方法などを検討してきた。

高齢化が進展し、人生 100 年時代と言われる現在、誰もが健康で安心して、生きがいのある生活を送ることができる健康長寿社会を築くことが重要となっている。これに加え、市の方針として、総合計画においては、小学校区を基本単位としたまちづくりを進めることとしており、また、高齢者福祉計画においても、高齢者の地域活動への参加、活動の場づくりを進めることとしている。

以上のことから、敬老会を長寿を祝福するお祝いだけでなく、併せて高齢者自身の生きがいづくりの創出の機会とするとともに、地域住民や多世代での交流の場とし、広く市民が高齢者の福祉についての関心と理解を深めることを目的に見直しを行う。

- (1) 高齢者の参加を促進するため、現在の実施方法を見直し、小学校区単位（9 地区）での実施とする。
- (2) 地域の実情、特色を生かした多様性を尊重し、地域で選択できる実施方法とする。
- (3) 現在、市で実施している敬老会に係る費用を活用し、補助事業を創設する。

根拠法令

○国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）

第 2 条 「国民の祝日」を次のように定める。

略

敬老の日 9 月の第 3 月曜日 多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、
長寿を祝う。

略

○老人福祉法（昭和 38 年法律 133 号）

（老人の日及び老人週間）

第 5 条 国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける。

2 老人の日は 9 月 15 日とし、老人週間は同日から同月 21 日までとする。

3 国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によってその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。（平成 13 年 6 月 22 日改正、平成 15 年 1 月 1 日施行）

○改正前老人福祉法 第5条

(敬老の日の行事)

第5条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する敬老の日において、広く国民が老人の福祉についての関心と理解を深め、かつ、老人が自らの生活の向上に努める意欲を高めるような行事が実施されるように努めなければならない。

2 敬老会の現状について

市は、広く高齢者を敬愛し、長寿を祝福するという趣旨から、老人週間（9月15日から9月21日）に実施する事業として、70歳以上の方を対象に白井市文化会館なし坊ホール（大ホール）にて敬老会を開催している。

内容 午前：式典及び演芸（芸能人によるショー）

午後：白井市芸能振興会による演芸

開催にあたり、昼食及びお茶の提供、送迎バスの運行を行っている。

※令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の為に中止している。

※令和4年度は、定員を350人とし、午後に式典及び演芸（芸能人によるショー）を実施予定。

【敬老会に係る事業費】

	参加率	事業費（単位：円）				参加者一人当たりの単価（円）
	参加者数/対象者数	人件費	委託費等	バス代	合計	
平成29年度	6.3% 694/11,036	293,000	772,000	291,000	1,356,000	1,954
平成30年度	6.3% 734/11,713	319,000	767,000	301,000	1,387,000	1,890
平成31年度	5.3% 665/12,448	300,000	842,000	304,000	1,446,000	2,174
令和2年度*1		389,000	881,000	412,000	1,682,000	2,103
令和3年度*1・2		286,000	129,000	412,000	827,000	2,068
令和4年度*2		286,000	131,000	316,000	733,000	2,094

*1 令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止したため、予算額を記載

*2 令和3年度、令和4年度は定員を400人で予算計上。出演料40万⇒10万へ 昼食、お茶の提供なし

3 補助金の概要

(1) 補助金交付の目的

多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、広く市民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、高齢者の生きがいづくりに資することを目的として各小学校区で実施される敬老会行事に対して補助金を交付する。

(2) 補助対象

地区社会福祉協議会、まちづくり協議会、自治連合会小学校支部等の小学校区単位に組織された敬老会行事を行う団体（1小学校区に年1回交付）

(3) 補助対象となる事業

9月から11月に開催する長寿を祝福する催しであり、高齢者の参加を促進し、地域住民との交流や生きがいづくり等を合わせて実施する事業

例：高齢者が多く参加できる敬老のイベントであり、地域住民を対象とした食事会や高齢者の趣味を生かした作品展や芸能発表等を合わせて実施する場合など

(4) 補助対象経費

敬老会行事対象者に係る経費のうち、別表に定める経費

(5) 補助額

70歳以上の参加者数×500円

1団体当たりの限度額は100,000円とする。

(6) 予算の範囲

9小学校区×100,000=900,000円

(7) 施行予定日

令和5年4月

(8) 補助金の見直しの時期

5年後

【別表：補助対象経費】

①敬老会行事の開催・案内等に要する経費（敬老会行事対象者に係る経費のみ）

②敬老会行事当日のアトラクションなどに要する経費

	項目	対象経費（例）
準備に要する費用	消耗品費	用紙代・筆記用具・開場装飾花 開場飾りつけ用消耗品 等
	印刷製本費	プログラムの印刷代 等
	通信運搬費	郵送代・切手代 等
	保険料	損害賠償保険、ボランティア保険 等

当日に要する 費用	消耗品費	紙皿、紙コップ、ゴミ袋、写真現像代 等
	食糧費	菓子、飲み物代 等
	材料費	調理前の食材等
	報償費	出演者への謝礼やお礼品 等
	使用料及び賃借料	会場の使用料、会場への送迎バスの借上げ料 等

【参考】

平成31年度実績 1,446,000円（参加者665人）

現状の出演料に合わせて 1,146,000円（300,000円減額） となります。

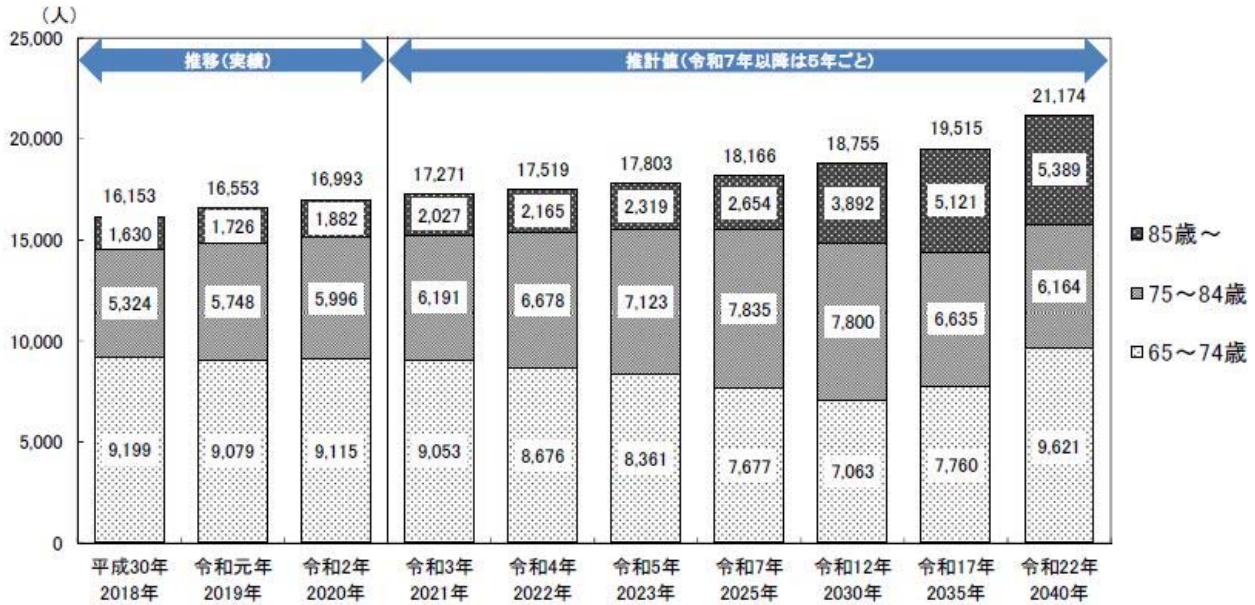
近隣市の実施状況【敬老会・祝賀会等】

敬老会開催について、近隣市へ聞き取りをした結果、本市を含む12市町村のうち、7市町が実施している。実施方法としては、社会福祉協議会等との共催や委託、自治会への補助となっている。

市町村	実施主体	対象者年齢	実施方法	実施内容	補助額等
成田市	市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会との共催（15地区）	71歳以上（毎年、1回ずつ引き上げ、最終的に75歳以上にする）	直接実施（共催） *補助制度を検討中	地区ごとに大道芸・カラオケ・小中学生による出し物等	令和元年度決算 21,914,000円
富里市	地区社会福祉協議会（8地区）	75歳以上の方	委託	各地区で異なる。 今後式典のみ市で実施、動画配信、DVD配布をしてサロン等で鑑賞へ変更予定。	令和2年度予算 3,800,000円
八街市	市社会福祉協議会（9地区）	満75歳以上の方	委託	小中学校体育館など9カ所（地区社協単位）で開催。 式典と演芸（小中学生、対象者本人、住民有志による歌や踊り等）	令和元年度実績 7,862,000円 参加者217人
酒々井町	社会福祉協議会と共催（1地区）	75歳以上の方	直接実施（共催）	米寿のお祝い、芸能人によるショーなど	令和2年度予算 約2,000,000円 （米寿祝い金含む）
鎌ヶ谷市	自治会または自治連合会（48自治会）	75歳以上の方	補助	各自治体で内容は異なる（各家庭に訪問して記念品配布のみもあれば、祝賀会開催もある）	令和元年度実績 11,636,000円
船橋市	町会・自治会または自治連合会	80歳以上の方	補助		1人につき 2,000円 令和3年度予算 98,000,000円

※印西市、佐倉市、栄町、四街道市、柏市は敬老会を実施していない。

高齢者人口推移



第8期白井市高齢者福祉・介護保険事業計画より

	65歳以上 (人)	70歳以上 (人)	75歳以上 (人)
令和3年	17,271	13,268	8,518
令和4年	17,519	13,733	8,843
令和5年	17,803	14,049	9,442
令和6年	18,003	14,322	10,028
令和7年	18,166	14,577	10,489

小学校区の高齢者数・割合 (令和4年4月30日現在)

	第一	第二	第三	大山口	清水口	南山	七次台	池の上	桜台	合計
65歳以上	1,511	1,041	2,410	2,185	2,323	2,320	1,382	2,435	1,740	17,347
(率)	8.7	6.0	13.9	12.6	13.4	13.4	8.0	14.0	10.0	100
70歳以上	1,168	805	1,926	1,728	1,875	1,842	1,028	1,878	1,157	13,407
(率)	8.7	6.0	14.4	12.9	14.0	13.7	7.7	14.0	8.6	100
75歳以上	765	535	1,240	1,061	1,243	1,170	566	1,147	685	8,412
(率)	9.1	6.4	14.7	12.6	14.8	13.9	6.7	13.6	8.1	100